

常滑市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型制限付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件の工事設計金額が5千万円以上（ただし、土木一式工事にあつては1億円以上）のもののうち、常滑市指名審査会の審査を経て決定するものとする。

(入札公告)

第3条 事後審査型入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）に、常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号）第8条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第1。以下「参加申込書」という。）の提出方法及び提出場所
- (2) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2）及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法

(参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる入札参加資格のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合数値が、対象工事の設計金額、建設工事の種類及び本店、支店又は営業所の所在地に対し、別表に示した数値以上であること。
- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (5) 対象工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (6) 常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 個別の工事に応じて必要と認める資格があること。

(入札参加申込)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申込書を、公告の記載にしたがって市長に提出しなければならない。

(開札)

第6条 事後審査型入札においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者と決定し、かつ、第9条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了する。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。
（入札の中止等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

（1） 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。

（2） 天災等やむを得ない理由があると認められるとき。

（確認申請書等の提出）

第8条 開札後に落札者とするための第4条各号に規定する入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に公告に示す確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項に規定する確認申請書等を提出を指示された日の翌日から起算して2日（常滑市の休日を定める条例（平成元年常滑市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に持参しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（入札参加資格要件の審査）

第9条 入札執行者は、前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしているときは、落札決定とし、満たしていないときは、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行うものとし、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。

2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果調書（様式第3）により取りまとめるものとする。

（落札決定の通知等）

第10条 入札執行者は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

2 入札執行者は、同項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第4）によりその旨を通知するも

のとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

地域要件及び経営事項審査の総合数値による参加基準

[設計金額が5千万円以上1億円未満の工事]

建設工事の種類	常滑市に本店を有する者	常滑市に支店又は営業所を有する者
	常滑市総合点数	経営事項審査の総合数値
建築一式工事	730点以上	730点以上

[設計金額が1億円以上3億円未満の工事]

建設工事の種類	常滑市に本店を有する者	常滑市に支店又は営業所を有する者	常滑市を除く知多4市5町内に本店を有する者
	常滑市総合点数	経営事項審査の総合数値	
土木一式工事	800点以上	800点以上	900点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	800点以上

[設計金額が3億円以上5億円未満の工事]

建設工事の種類	常滑市に本店を有する者	常滑市に支店又は営業所を有する者	常滑市を除く知多4市5町内に本店を有する者	知多5市5町を除く愛知県内に本店を有する者
	常滑市総合点数	経営事項審査の総合数値		
土木一式工事	800点以上	800点以上	1,000点以上	1,200点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	900点以上	1,200点以上

[設計金額が5億円以上の工事]

建設工事の種類	常滑市に本店を有する者	常滑市に支店又は営業所を有する者	常滑市を除く知多4市5町内に本店を有する者	知多5市5町を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者
	常滑市総合点数	経営事項審査の総合数値		
土木一式工事	800点以上	800点以上	1,000点以上	1,500点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	900点以上	1,500点以上

備考

- 1 建設工事の種類は、建設業法第2条第1項別表第1に掲げるものをいう。
- 2 支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者に限る。
- 3 その他の建設工事に係る地域要件及び経営事項審査の総合数値については、工事単位ごとに設定し公告する。

- 4 設計金額にかかわらず、耐震補強工事など高度な技術を要するため表の基準では施工能力のある業者が十分に見込めない場合の地域要件及び経営事項審査の総合数値については、工事単位ごとに設定し公告することができる。

様式第1（第3条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

常 滑 市 長 様

（申込者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

年 月 日公告の建設工事に係る事後審査型制限付一般競争入札に参加したいので、下記のとおり入札参加申込をします。

なお、本申込書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 入札参加資格

(1) 業者統一番号

(2) 業種

(3) 総合評定値通知書の総合数値

4 配置予定技術者

(1) 氏名

(2) 資格

様式第2（第3条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

常 滑 市 長 様

（申請者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

に係る事後審査型制限付一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

関係書類

様式第3（第9条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果調書

1 審査対象者

2 審査対象事業

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工期

3 制限付一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

様式第4（第10条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加不適合通知書

年 月 日

様

常滑市長

印

年 月 日付けで申請のありました事後審査型制限付一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適合と認められましたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 不適合となった理由

（注意）

この通知に疑義がある場合は、常滑市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱第10条第3項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について問い合わせることができます。